

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 沖縄の航空権益第一巻

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43483

工
4. a.
参考資料
原則 / 指針

復帰準備及び準備委員会の作業
のための原則及び指針

昭和45年4月21日採択

沖縄に関する日米協議委員会の第19回会合において、日米両政府は、昭和45年3月3日付けの愛知揆一外務大臣とアーミン・H・マイヤー駐日米国大使との間の交換公文に従い、沖縄の施政権の日本への返還のための準備のため及び準備委員会の今後の作業を律するための以下の原則及び指針につき合意した。また協議委員会が、追加的な原則及び指針を必要に応じ随時策定することが合意された。

I 全般

1. 沖縄の復帰準備は、日本、米国及び沖縄の各当局の間の緊密な調整及び協議を経て行なわれるものとし、その際昭和44年11月21日の佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明に定められた返還を達成するための協定の締結のために東京で行なわれる外交交渉の進展をも勘案する。

2. この準備作業を行なうにあたり、主として次の諸点を配慮する。

- (1) 沖縄住民の意見と希望を十分考慮して住民の福祉及び利益の向上を図り、また、社会、経済、商業の各分野において秩序と安定性のある移行を確保すること。
 - (2) 返還の時までは、沖縄における米国の施政権がそのまま保持されること。
 - (3) 返還後の施政権行使の準備のために日本政府が行なうべき多岐にわたる努力が、関係当局の協力を通じて、迅速かつ効果的に行なわれること。
 - (4) 日米安保条約及びこれに関連する諸取決めを復帰にあたって変更なしに沖縄に適用するための準備が行なわれる間、日本を含む極東の安全の面での沖縄における米軍の有効性が維持されること。
3. 琉球政府による実施を必要とする準備作業については、同政府は、日本政府が沖縄の米国当局との協力をえて提供する助言及び指導を含む必

要な援助を受けることができる。琉球政府に対する日本政府の援助は、那覇に設置される日本政府の沖縄・北方対策庁沖縄事務局を通じて行なわれる。

II 準備委員会

1. 準備委員会は、当初、次の任務を優先的にとりあげるものとする。
 - (1) 施政権返還前に解決すべき問題の所在を明らかにし、それらの問題に関し沖縄現地において処理すべきものの解決策を策定すること。これらの措置は、沖縄県の設置のため及び地位協定の沖縄への適用を容易にするため必要となるべき現地における準備並びに琉球諸島米国民政府の諸機能の適切な処理を含む。
 - (2) 沖縄の長期的な産業と経済の開発を考慮しつつ、施政権返還前に沖縄と本土との間の経済的及び社会的格差をできる限り是正するために必要な措置を策定すること。
2. 上記1.の措置は、協議委員会の了承の下に、

準備委員会によつて確定される計画に従つて実施される。

3. 準備委員会は、現地における日米両政府間の協議及び調整のための唯一の公的経路として、次の分野における手続を策定する。
 - (1) 復帰準備の促進のため必要であると合意される情報をそれぞれの政府代表を通じて相互に提供すること。
 - (2) 日本政府の調査団が復帰に関連する目的のために行なう沖縄の米国当局からの情報収集活動について調整すること。
 - (3) 事業及び自由職業に従事する者を含む沖縄在住の非琉球人が復帰以前において日本政府の関係当局と相談することを可能にするための効果的な方法を定めること。
4. 準備委員会は、その事務を遂行するにあたり、同委員会の顧問である琉球政府行政主席の意見を十分考慮する。
5. 準備委員会は、協議委員会に対し、適当な間隔を置いてその活動に関する報告を行なう。

PRINCIPLES AND GUIDELINES
FOR THE PREPARATIONS FOR REVERSION AND
THE FUNCTIONING OF THE PREPARATORY COMMISSION

ADOPTED APRIL 21, 1970

At the 19th meeting of the Japan-United States Consultative Committee on Okinawa, the Governments of Japan and the United States agreed, according to the Exchange of Notes of March 3, 1970, between Foreign Minister Kiichi Aichi and United States Ambassador Armin H. Meyer, on the following principles and guidelines for the preparations for the return of the administrative rights over Okinawa to Japan and for governing the future functioning of the Preparatory Commission. It was also agreed that the Consultative Committee would establish additional principles and guidelines as necessary from time to time.

I. GENERAL

1. The preparations for reversion of Okinawa are to be undertaken after close coordination and consultation by the authorities of Japan, the United States and the Ryukyu Islands, reflecting the progress of diplomatic negotiations in Tokyo for the conclusion of

an

- 2 -

an Agreement to accomplish reversion as set forth in the Joint Communique between Prime Minister Eisaku Sato and President Richard M. Nixon of November 21, 1969.

2. The prime considerations for this preparatory work are as follows:

a) The welfare and interests of the inhabitants of Okinawa are to be promoted with full consideration to their views and aspirations; and orderly and stable transition in the social, economic and commercial fields is to be assured.

b) The administrative rights of the United States in Okinawa will remain intact and unimpaired until the time of reversion.

c) The complex efforts required of the Government of Japan in order to prepare for the assumption of administrative rights after reversion will be made with speed and effectiveness through the cooperation of the authorities concerned.

d) While carrying out preparations to apply the Treaty of Mutual Cooperation and Security and related arrangements without modification to

Okinawa

Okinawa upon reversion, the effectiveness of the United States forces in Okinawa in terms of the security of the Far East including Japan is to be maintained.

3. With respect to preparatory works which require implementation by the Government of the Ryukyu Islands, that Government may accept necessary assistance, including advice and guidance, from the Government of Japan in cooperation with the United States authorities in Okinawa. The assistance of the Government of Japan to the Government of the Ryukyu Islands will be extended through the Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern Territories Agency of the Japanese Government to be established in Naha.

II. PREPARATORY COMMISSION

1. The Preparatory Commission initially shall give priority to the following tasks:

a) Identification of problems to be solved before the return of the administrative rights and the devising of measures to solve such problems as are to be dealt with in Okinawa; the measures including, inter alia, local preparations as necessary

necessary to establish the Okinawa Prefecture and to facilitate the application to Okinawa of the Status of Forces Agreement, as well as disposition, as appropriate, of the functions of the United States Civil Administration of the Ryukyu Islands.

b) Taking into consideration the long-term industrial and economic development of Okinawa, devising of measures necessary to minimize as much as possible economic and social differences between Okinawa and Japan before the return of the administrative rights.

2. The measures referred to in paragraph 1. above shall be implemented, according to schedules to be decided on by the Preparatory Commission, pursuant to approval of the Consultative Committee.

3. The Preparatory Commission, as the sole official channel for local consultation and coordination between the Governments of Japan and the United States, shall establish procedures in the following fields:

a) Supplying to each Government through their respective representatives information agreed as necessary for the promotion of the preparations for reversion.

b)

b) Coordination of information-gathering activities by official Japanese Government missions from authorities of the United States in Okinawa for purposes relating to reversion.

c) Providing for effective means by which non-Ryukyuan residents, including businessmen and professionals, of Okinawa can consult with the appropriate authorities of the Government of Japan prior to reversion.

4. The Preparatory Commission in the course of its work shall take fully into consideration the views of the Chief Executive of the Government of the Ryukyu Islands in his role as adviser to the Commission.

5. The Preparatory Commission shall report on its activities to the Consultative Committee at appropriate intervals.

沖繩の復旧準備に關する日米共同書簡交換の経緯

序言

三月三日外務省において、愛知外務大臣とマイヤー駐日米國大使との間で、沖繩の復旧準備に關する書簡の交換が行なわれた。

一 書簡交換の経緯

(一) 沖繩返還の決定と沖繩の本土への復旧準備

昨年二月、ワシントンにおける佐藤總理大臣とニクソン大統領との会談の結果、「一九七二年中、核抜き、本土並み」という沖繩

これを行なうことが必要であり、また、そうすることが米國政府の今後の沖繩政策に、わが方の復旧準備に対する考え方を浸透せしめてゆく最善の道であるゆえんである。

(二) 復旧準備実施体制づくりと書簡交換

以上のような見地から、前述の佐藤・ニクソン会談においても、両首脳は沖繩の復旧準備に伴う諸問題の複雑性を認め、(1)日米兩國政府が、沖繩に對する施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみるとともに、(2)東京にある日米協議委員会がこの準備作業に對する全般的責任を負うべきこと、ならびに施政権の移転の準備に關する諸措置についての現地に對する協議および調整のため、沖繩に準備委員会を設置することにつき原則的な意見の一致をみた。

このことは、昨年一月の日米共同声明(第一〇項)にも明記されている。

右に述べた日米首脳間の合意に基づき、その後兩國政府当局間において、日米協議委員

会の機能拡大ならびに準備委員会の組織および任務について協議を続けてきたところ、双方の間で最終的な成案を得るに至ったので、これを確認するため、三月三日外務省において、愛知外務大臣とマイヤー駐日米國大使との間で、本件書簡を交換した次第である。

二 交換公文の概要

本件交換公文は、前述のとおり、協議委員会の機能拡大ならびに準備委員会の設置およびその任務を骨子として、次のような内容の前文および四項目からなっている。

(一) 前文(経緯説明)

まず前文においては、昨年一月の日米共同声明に盛り込まれた復旧準備に關する部分(前記二、三)に言及し、復旧準備について行なう日米間の協議および協力に因して、両政府間で到達した以下の了解を確認する旨述べている。

(二) 第一項(協議委員会の機能拡大)

第一項は、協議委員会が復旧準備

對する全般的責任を負うものとしてその機能を拡大され、復旧準備に關する日米兩國政府の基本的政策を調整し、かつ、復旧準備のための原則および指針を策定する旨を明記している。

復旧準備について協議委員会が全般的な責任を負う体制としたのは、沖繩の本土への復旧のための準備というわが國の内政問題的色彩の強い問題を、沖繩が米國の施政権下にあり、いわば内政と外交が混在している「復旧準備」の基本的性格からみて、日本側については沖繩問題に對する日米折衝を所管する外務大臣と、沖繩問題に對する内政的側面を所管する総務長官をともに代表とし、米側については日本政府に對し米國政府を代表する駐日米國大使を代表として構成されている協議委員会が、その処理のためにもっとも適当な機關と判断されたからである。

(三) 第二項(準備委員会の設置、構成および任務)

交換公文第二項は、復旧準備を遂行するために、必要な具体的措置についての、現地に

ける日米兩國政府間の協議および調整のための唯一の公的経路として、準備委員会を新設し設置する旨述べ、その構成および任務について次のとおり定めている。

(1) 準備委員会の構成
準備委員会は、大使級の日本國政府代表および米國政府代表としての琉球諸島高等弁務官によつて構成され、琉球政府行政主席は顧問として委員会に参加する。そして、これら各代表および顧問は、それぞれ代表代理または顧問代理を含む適当な要員によつて補佐される。

(2) 協議委員会の任務
準備委員会は、協議委員会が策定した原則および指針に従い、現地でとられる復旧準備およびその実施計画を確定する等の任務を有する。また、同委員会は、復旧準備に關連して必要な調査および研究を行ない、さらに、必要に応じて両政府に對する報告を作成し、その活動について両政府に随時報告する。

(注) 協議委員会と準備委員会との関係
前述のとおり協議委員会は、沖繩における復旧準備についての全般的な責任を負うこととなるのであるが、實際問題として、復旧準備は復

三 今後の復旧準備の進め方

戦後四分の一世紀にわたり、政治、経済、社会等あらゆる分野で本土と異なった諸制度の下に置かれてきた沖縄の復旧にあたっては、沖縄住民の生活に無用の摩擦と騒乱を起さないうえ、周到かつ十分な復旧準備を進めてゆくことも肝要である。

この見地から、政府は、沖縄の復旧対策に万全を期するため、昨年末閣議決定により、沖縄復旧対策閣僚協議会および同幹事を設置するとともに、これらの事実上の下部組織として沖縄復旧対策各省庁担当官会議を設置し、沖縄の復旧準備を進めるための政府内部の検討を進めてきた。

しかるところ、今般前述の三月三日付交換公文により、復旧準備のための日米間の協議および協力の体制が整ったことでもあるので、近く沖縄復旧対策閣僚協議会を開き、復旧準備を具体的に進めてゆくための基本的な考え方を決定し、その上で日米協議委員会を開いて、米側との間で復旧準備に関する原則と指針を策定し、それに基づいて準備委員会を

な沖縄住民の民意を十分考慮するという日米両政府の考え方を反映したものであることはいうまでもない。

また、交換公文の内容については、琉球政府に異存のないことが米側を通じて確認されており、その旨交換公文自体にも明記されている。

(五) 第四項諮問委員会の廃止

第四項は、琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会は、日米両政府が合意するできるだけすみやかな時期に廃止する旨を述べている。

今回の措置により、本格的な復旧準備に取り組み準備委員会ができた以上、本土と沖縄の一体化および沖縄住民の経済的社会的福祉の増進を目的とする現存の日米琉球諮問委員会は、事実上その活動の必要性を失い、残務整理を主とした清算過程に入ることとなる。よって同委員会は、残務整理終了後日米両国の合意により、これを廃止することとしたものである。

(四) 第三項(沖縄住民の利益および琉球政府の意見尊重)

第三項は、復旧準備に関する日米間の協議および協力を進めて、沖縄住民の利益および琉球政府の意見を十分考慮に入れるべき旨、および復旧準備の迅速かつ効果の実施を達成するため、日米両政府がそれぞれの国の四條法令に従い、琉球政府に対する必要な協力を含む適切な措置をとるべき旨述べている。

琉球政府行政主席を、準備委員会の顧問として参加せしめることとしたのも、このよう

沖縄住民を含むが因全体の利益に即した形での復旧準備を進め、もって豊かな沖縄県の基礎をつくるべく努力を傾注している次第である。

沖縄の復旧準備に関する愛知
外務大臣とマイヤー駐日米
大使との間の昭和四十五年三
月三日付交換公文

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百六十九年十一月二十一日にワシントンにおいて佐藤総理大臣とニクソン大統領との間の会談に引き続き発表された共同声明の第十項に言及する光栄を有します。同項において、総理大臣と大統領は、沖縄の復旧に伴う諸問題の複雑性を認め、両政府が、相互に合意されるべき返還決定に従って施政権が円滑に日本国政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみました。両

者、東京にある日米協議委員会がこの準備

作業に対する全般的責任を負うべきことに合意し、また、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置についての現地における協議及び調整のため、沖縄に準備委員会を設置することとしました。

本大臣は、両政府が、沖縄住民の福祉及び利益の一層の伸長を図りつつ、返還時に設置されるべき沖縄県の強固な基礎づくりを行なうにあたって必要な諸措置、地位協定の沖縄に対する適用を容易にするため必要となるべき現地における準備作業その他沖縄の施政権の日本国への返還のための準備につき今後行なう協議及び協力に因りて両政府間で到達した次の了解を日本国政府に代わって確認いたします。

1 千九百六十四年四月二十五日付の交換公文の2に掲げられ、千九百六十五年四月二日付の交換公文に基づいて拡大された日米協議委員会の機能は、同協議委員会が復旧準備に対する全般的責任を負うものとしてここに拡大される。よって、同協議委員会は、復旧準備に関する両政府の基本的政策を調整し、かつ、復旧準備のための原則及指針を策定するものとする。

活用しつつ、具体的な復旧準備策を進めてゆくこととなる。

復旧準備は、交換公文に明記されているとおり、返還時に設置されるべき沖縄県の強固な基礎づくりを行なうにあたって必要な諸措置、地位協定の沖縄に対する適用を容易にするため必要となるべき現地における準備作業等の諸般の準備措置とともに、将来の沖縄県を真に「豊かな沖縄県」とするための沖縄の振興開発のための措置等を主な内容とするものである。

復旧準備を進めるにあたり、当面いかなる問題を優先的に取り上げてゆくかについては、これまでの予備的な検討の結果を基礎に、沖縄現地の要望をも考慮しつつ決定してゆくこととなるが、いずれにせよ、沖縄住民の福祉、利益の一層の伸長を旨として、もつとも妥当な計画の下に、復旧策を講じてゆくこととなる。

かかる復旧準備を進めるにあたっては、本土政府としての日本政府が主体的役割りを果たすべきはいうまでもないが、政府としては前述の復旧準備のための機構を十分に活用し、沖縄住民の民意に十分考慮を払いつつ、

2 (1)

復歸準備を遂行するために必要な具体的措置についての現地における両政府間の協議及び調整のための唯一の公的経路として、ここに準備委員会(以下委員会)を那覇に設置する。委員会は、前記の協議委員会が決定する原則及び指針に従って任務を遂行するものとする。

(a) 委員会は、大使級の日本国政府代表及び合衆国政府代表としての琉球諸島高等弁務官によって構成されるものとし、これらの代表は、それぞれ代表代理一名を含む適当な要員によって補佐される。

(b) 琉球政府行政主席は、琉球政府を代表して意見を述べるため、顧問として委員会に参加する。主席は、顧問代理一名を含む適当な要員によって補佐される。

(2) 委員会の主な任務は、次のとおりとする。
(a) 前記により決定された原則及び指針に従い、復歸準備のために現地でとられるべき措置及びその実施計画を確定すること。
(b) (a)に関連して必要な調査及び研究を行なうこと。

(c)

復歸準備に因し必要に応じて両政府に対する勧告を作成すること並びに委員会の(a)及び(b)の活動に因し両政府に臨時報告すること。
これらの勧告及び報告は、前記の協議委員会を通じて行なわれる。

(3) 委員会は、必要に応じて小委員会を設けることができる。
(4) 各政府は、それぞれの代表、代表代理及び補助要員のための経費を支出するものとする。両政府は、両政府の事前の承認に基づき、委員会の活動に要する共通費用を予算上資金が割り当てられることを条件として、合意する割合で分担するものとする。

3 両政府は、前記の協議及び協力を通じて、沖縄住民の利益及び琉球政府の意見を十分に考慮に入れるものとし、また、復歸準備の迅速かつ効果的な実施を達成するため、それぞれの国の関係法令に従い、琉球政府に対する必要な協力を含む適切な措置をとるものとする。

4 千九百六十八年一月十九日付けの交換公文に基づき設置された琉球諸島高等弁務官に対する諮問委員会は、両政府が合意することができる限りすみやかな時期に廃止する。

32

本大臣は、閣下が前記の了解が貴国政府の了解でもあり、また、琉球政府もこれに異存がないこと並びにこの書簡及び閣下の返簡が両政府間の合意を構成することを合衆国政府に代わって確認されれば幸いでありませう。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
(米 国 側 書 簡)

(訳文)
書簡をもって啓上いたします。本使は、英語による訳文が次のとおりである本日付けの閣下の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。
(日 本 側 書 簡)

本使は、前記の了解が本國政府の了解でもあり、また、琉球政府もこれに異存がないこと並びに閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成することを本國政府に代わって確認する光栄を有します。
本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。
(英 領 南 洋 領 事 館 長 官 代 理 人 兼 駐 日 米 領 事 館 長 官)